

技術評価事業 運用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人災害科学研究所（以下「当法人」という。）が実施する技術評価事業（以下「本事業」という。）について、その実施内容および方法を定めるものである。

(事業内容)

第2条 本事業は、依頼者が抱える技術的、専門的課題について、当法人が第三者的立場から公平公正な技術評価・技術相談を行うことによって、社会・市民生活基盤の向上を円滑に推進する。本事業の内容は下記の通りである。

- ・技術評価：技術的、専門的課題について、第三者的立場から公平公正な技術評価を行い、評価結果を所見等の形式にまとめる。
- ・技術相談：技術的、専門的課題について、公平公正な第三者的立場から各種相談に応じて助言・指導を行う。

(事業対象および依頼者)

第3条 技術評価・技術相談の対象は次の各号の通りである。

- (1) 新技術・新工法の開発等に伴うこと
 - (2) 構造物の安全性に関すること
 - (3) 土地利用（個人宅地を含む）に伴う地盤等に関すること
 - (4) 各種トラブルに関すること
 - (5) その他の技術的課題
- 2 本事業の依頼者は、行政機関、公益機関、民間機関、市民および市民団体に所属する者とする。

(事業の実施方法)

第4条 本事業の実施方法は次の各号の通りである。

- (1) 受付方法については、ホームページに常時掲載している技術評価事業の概要における技術相談手順を参照し、依頼者が「技術評価・技術相談事業申請書」（別表第1）および「依頼者向けアンケート」（別表第2）を事務局に提出する。
- (2) 個別の技術評価・技術相談は、原則として理事長が委嘱する運営委員会にて対応する。運営委員会は、所属研究員の中から当該依頼内容に専門的な対応が可能な者を担当研究員（複数可）として選任する。ただし、担当責任者1名を選任する。
- (3) 初回の打合せは、技術的課題の内容を確認することを目的として事務局が行い、第2回目以降の技術評価・技術相談は、担当研究員が行う。技術評価・技術相談料等の詳細は別途内規で定める。
- (4) 技術評価・技術相談の実施に当たり、担当責任者は、必要に応じて委員会を編成して対応することができる。その際、委員長は担当責任者が務めるものとする。なお、委員には研究員以外の学識経験者も含めることができる。
- (5) 技術評価・技術相談の結果は、運営委員会に報告するものとする。

(補則)

第5条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則 この規程は、一般財団法人災害科学研究所の移行登記日から施行する。

(平成26年3月10日 運営委員会改訂、平成26年3月14日理事会承認)

(平成30年12月12日 平成30年度第4回運営委員会改訂、平成31年3月18日理事会承認)